

## 医療法人社団 医創会 セレンクリニック 認定再生医療等委員会 費用規程

### (目的と適用範囲)

第1条 本規程は、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）」や、関連する通知（「同法施行規則（厚生労働省令第110号）」等の規定に基づき、再生医療等技術を用いて行われる医療（以下、「再生医療等」という）の実施および継続等について、医療法人社団 医創会 セレンクリニック認定再生医療等委員会での審査費用等について定めるものである。

### (認定再生医療等委員会の審査費用)

第2条 認定再生医療等委員会は、再生医療提供計画に係る審査を申請する者から、審査に要する費用を徴収する。認定再生医療等委員会は、当該審査費用を委員の交通費、日当および運営等の費用に充当する。ただし、委員長が特に認めた場合は、審査費用等を免除することができる。

(2) 審査費用は下記に定める金額とし、再生医療提供計画に係る審査を申請する者は、その全額を、当該審査を開始する前日までに前納する者とする。なお、既納の審査費用は、返還されないものとする。

- 1) 初回審査：150,000円
- 2) 提供状況報告：50,000円
- 3) 疾病等の発生：50,000円
- 4) 変更に係る審査：50,000円
- 5) 迅速審査：50,000円

### (雑則)

第3条 本規程および医療法人社団 医創会 セレンクリニック認定再生医療等委員会 規程に定めるもの以外で、認定再生医療等委員会の運用等に関して必要な事項は、認定再生医療等委員会が別に定めることができる。

### 附則

この規定は、2015年6月30日から施行する。